12. 表示方法の変更

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を［受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示している。

Ⅱ．貸借対照表

1．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	234,159,311円
2．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額	3,048,576,315円
3．寄附金債務のうち基金に相当する額	152,577,803円

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	826,976,915円
定期預金	―円
期末資金残高	826,976,915円

2．重要な非資金取引

現物寄附による資産の取得	16,024,236円
ファイナンスリースによる資産の取得	35,248,826円

Ⅳ．賃貸等不動産の時価等に関する事項

本学は、越後屋敷地区に学生寮（男子寮・女子寮・国際交流会館）を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりである。　（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
2,192,557,713	△ 30,826,913	2,161,730,800	2,240,634,425

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。

資産取得による増加　―円

減価償却等による減少　30,826,913円

（注３）　当期末の時価は、相続税評価額に基づいて本学で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

また、賃貸等不動産に関する平成29年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりである。　（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
24,610,700	(8,123,867) 34,132,912	―

㈱　「賃貸費用」には損益外減価償却相当額が含まれ、（　）内で内数を記載している。

Ⅴ．金融商品の時価等に関する事項

1．金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定している。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債のみを保有し、株式等は保有していない。

また、未収学生納付金収入は、債権管理要領に沿ってリスク管理を行っている。長期借入金の使途は、施設の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略している。　（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額（＊）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	119,944,161	120,731,500	787,339
⑵　現金及び預金	826,976,915	826,976,915	―
⑶　未収学生納付金収入	16,297,550	16,297,550	―
徴収不能引当金	△ 415,000	△ 415,000	―
⑷　長期借入金	(40,028,000)	(40,483,327)	(455,327)
⑸　リース債務	(115,526,243)	(115,656,099)	(129,856)
⑹　未払金	(550,476,870)	(550,476,870)	(―)

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示している。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

⑵　現金及び預金、⑶　未収学生納付金収入、並びに⑹　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収学生納付金収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により時価を算定している。

⑷　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑸　リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

Ⅵ．重要な債務負担行為

該当なし

国立大学法人京都工芸繊維大学平成28事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学平成28事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

平成29年10月6日

京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町１番地

国立大学法人京都工芸繊維大学長　古山　正雄